

○交通機動隊における交通違反事件及び交通事故事件の取扱い要領の制定について(概要)

(昭和 53 年 5 月 2 日例規／神交指発第 257 号／神交企発第 163 号)

この通達は、交通機動隊における交通違反事件及び交通事故事件の取扱いについて必要な事項を定めたものである。

主な内容は、

- 交通違反事件の取扱い等
- 指定道路以外の道路の交通事故事件の措置等である。